

Q&A【「新型コロナ対策特別募集」福岡市 NPO 活動推進補助金事業】

【応募資格について】

問1 どのような団体や事業が応募できるのですか。
(募集要領1P 1 補助の対象となる団体, 2 補助の対象となる事業参照)

- 定款に定める事務所の所在地が福岡市内にあるNPO 法人が行う、新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な困難に直面する人・団体を支援する事業です。

問2 通常募集(※1)は、補助金の交付実績が3回までと制限がありますが、今回の特別募集(※2)はそのような制限はありますか。
(H24.4月以降、補助を3回受けているが、申請できますか。)

- 今回の特別募集は、平成24年4月1日以降、本市補助金の交付実績が3回ある法人も申請できます。

問3 通常募集と特別募集の両方に申請できますか。

- 申請できます。ただし、同一事業について、両方に申請することはできません。

【対象事業・補助対象経費について】

問4 具体的にはどのような事業が対象になりますか。
(募集要領1P 2 補助の対象となる事業参照)

- 新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な困難に直面する人・団体を支援する事業で、例えば、リモートによる子どもの居場所づくりや学習支援、外国人や単身高齢者等への電話相談支援などです。
また、期間は、交付決定の日(5月22日(金)予定)から令和3年3月31日の間に、実施、完了する事業となります。

問5 補助の対象とならない事業はどのようなものですか？
(募集要領1～2P 2 補助の対象となる事業参照)

- 市の他の補助金を受けている事業、すでに終了した事業、市外で実施される事業は補助の対象となりません。
※ 医療機関等へのマスク提供など市や国等の支援と重複する事業は、補助対象外になる場合があります。詳細については、福岡市役所市民局市民公益活動推進課まで、お問い合わせください。

問6 現在実施中の事業も対象となりますか？

- 募集開始時点で継続中の事業も、補助の対象となります。
ただし、補助対象は交付決定の日(5月22日(金)予定)以降となります。

※1 「通常募集」とは、毎年実施する、福岡市 NPO 活動推進補助金事業のこと
(募集期間 令和2年4月24日～5月14日)

※2 「特別募集」とは、今回新型コロナ対策に関して募集する同補助金事業のこと
(募集期間 令和2年5月8日～5月15日)

問 7 補助対象外経費はどのようなものですか？

- 交付決定の日前の支出済みの活動経費、法人運営上の経常的な経費等※は補助の対象となりません。
※団体職員の人件費、事務所等の賃借料、コピー機のリース料、電話代、光熱水費、机、椅子、キャビネット、電話、パソコン等事務所用備品等)

問 8 補助金額はいくらですか？

- 補助対象経費の 100%以内、上限額は 50 万円です。

【補助金の交付について】

問 9 補助金はいつ、交付されるのですか？

- 交付が決定した補助金は、補助事業終了後、団体からの実績報告に基づき補助金額の確定を行った上で交付します。(完了払い)
ただし、事業実施の資金計画上、先に補助金の交付を受けて事業実施する必要があると認められる場合は、補助金を事前交付します。(前払い)

問 10 補助金が交付されない可能性はありますか？

- あります。福岡市 NPO 活動推進補助金評価委員会による評価結果を参考に、福岡市が補助金の交付先・額等を決定します。
評価のポイントは募集要領(3P)をご確認ください。

問 11 決定はいつ頃になりますか。

- 令和 2 年 5 月 22 日(金)の予定です。

問 12 いつから申請できますか。

- 5月8日(金)から5月15日(金)の17時必着で、郵送またはメールにより提出してください。
※メールの場合は、①福岡市NPO活動推進補助金交付申請書(様式第1号)は写しを送付いただき、原本は、5月19日(火)必着 までに郵送してください。

【評価・決定について】

問 13 補助金の交付決定方法 ●評価ポイント

①必要性 市や国の施策との関係を含むとは何ですか。

- 「市や国の施策との関係を含む」とは、例えば、医療機関等へのマスク提供など、市や国等の支援と重複する事業については、補助対象外の事業となる場合もあることから、市や国の施策との関係を含み、必要性を評価します。

※1 「通常募集」とは、毎年実施する、福岡市 NPO 活動推進補助金事業のこと
(募集期間 令和 2 年 4 月 24 日～5 月 14 日)

※2 「特別募集」とは、今回新型コロナウイルス対策に関して募集する同補助金事業のこと
(募集期間 令和 2 年 5 月 8 日～5 月 15 日)

【申請書類・事業終了後提出書類について】

問 14 申請時にどのような書類が必要になりますか？（募集要領 2 P）

- ①福岡市NPO活動推進補助金交付申請書（様式第1号）
 - ②事業計画書（関係書類（1））
 - ③事業収支計画書（関係書類（2））
 - ④事業スケジュール（関係書類（3））
 - ⑤団体の概要書（関係書類（4））
 - ⑥役員名簿（関係書類（5））
 - ⑦（所轄庁が福岡市以外の団体のみ）
定款，NPO法第29条に規定する事業報告書等（直近のもの）
 - ⑧その他（必要に応じ，団体の概要や事業を説明する資料など）
- ※各様式は福岡市ホームページから「特別募集用」をダウンロードしてください。

問 15 事業終了後，どのような書類が必要になりますか？（募集要領 3 P）

- ①福岡市NPO活動推進補助金実績報告書（様式第7号）
 - ②事業収支計算書
 - ③補助事業報告書
 - ④事業実施状況
 - ⑤出納簿
 - ⑥領収書（交付決定の日以降）等の写し
 - ⑦その他（必要に応じ，活動状況を示す写真，パンフレット，成果物等）
- ※実績報告書等の提出とともに，翌年度に開催する事業報告会において報告を行っていただく予定です。（令和3年4月下旬頃）
- なお，報告いただいた事業内容については，福岡市ホームページにて公表します。

【追加】

5月13日 追加

問 16 総事業費に占める非営利活動に係る事業費の割合が100分の50以上とは，何を指しますか。（募集要領 1 P）

- 定款に規定する「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の事業費の合計のうち，「特定非営利活動に係る事業」の事業費が100分の50（50%）以上であることです。
- 定款に「特定非営利活動に係る事業」のみ規定している場合は，100分の100（100%）となり，要件を満たします。
- ※ 法人税法上の「収益事業」ではありません。

※1 「通常募集」とは，毎年実施する，福岡市NPO活動推進補助金事業のこと
（募集期間 令和2年4月24日～5月14日）

※2 「特別募集」とは，今回新型コロナウイルス対策に関して募集する同補助金事業のこと
（募集期間 令和2年5月8日～5月15日）

5月13日 追加

問17 団体職員（NPO法人スタッフ）の person 費は、対象になりますか？
(募集要領2P)

- 申請事業に従事する人を、臨時で雇用することなく団体職員が従事する場合は、補助対象経費になります。
また、その団体職員が申請事業に関して、使用した交通費も補助対象経費になります。
- ※ 事業収支計画書（関係様式（2））、「賃金」の欄に記入し、「内訳（算出根拠）」の欄に算出根拠を記入して下さい。
- 記入例 「賃金」欄：80,000円 「内訳」欄：団体職員 @1,000円/1時間×4時間×月2回×10カ月（6月～翌3月分）
※団体職員 @1,000円の根拠は、団体内の支払い規定による

【問い合わせ・提出先】

福岡市市民局コミュニティ推進部 市民公益活動推進課
住 所：〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号（福岡市役所 7階）
電 話：092-711-4283
FAX：092-733-5768
E-mail：koeki.CAB@city.fukuoka.lg.jp

- ※1 「通常募集」とは、毎年実施する、福岡市 NPO 活動推進補助金事業のこと
(募集期間 令和2年4月24日～5月14日)
- ※2 「特別募集」とは、今回新型コロナ対策に関して募集する同補助金事業のこと
(募集期間 令和2年5月8日～5月15日)